

## ポスト・ドーハの貿易ガバナンスと EU: EU モデルは復活するのか？

明田 ゆかり

(慶應義塾大学理工学部講師・EUSI 主任研究員 (EU 政治))

2011年12月、10年に及ぶ紆余曲折の末に WTO ドーハ開発アジェンダ (DDA) が事実上の交渉挫折を宣言し、多国間貿易レジームが深刻な危機に陥っていることを世界に痛感させた。DDA は、過去 9 回のラウンドのなかで EU が初めて交渉開始のリーダーシップを発揮し、グローバル・アクターとしての EU を印象付けた記念すべきものであった。だが、そのリーダーシップはユーロ危機の前後から急激に失速し、最後はアメリカと新興経済パワーの対立の間に埋没してしまった。DDA において EU は何をめざし、どこで間違っただろうか。そして、ポスト DDA の貿易ガバナンスが模索されるなか、EU の積極的役割の復活は期待できるのだろうか。

DDA のアジェンダ・セッティングにおいて、EU は一貫して交渉議題の拡大を目指していた。議題を市場アクセスに限定した「ミニラウンド」を主張したアメリカを説得し、EU は DDA をウルグアイ・ラウンド (UR) に匹敵する「包括ラウンド」とすることに成功した。「包括ラウンド」という枠組みは、EU にとって交渉内容 (サブスタンス) の観点からも、合意を形成するための手続き (プロセス) の観点からも不可欠であり、同時に DDA の運命に決定的な影響を及ぼすことになった。

DDA のサブスタンスは、EU が自らの統合モデルを投影し、WTO を広範な管轄を持つグローバル・ガバナンスの制度に発展させようとしたことを反映している。EU は第 1 に、単一市場プログラムで実現した統合の深化をモデルに、「シンガポール・イシュー」と呼ばれる競争法の調和、投資の自由化等の新分野を議題とすることに固執した。第 2 に、EU は開発、環境、労働者の権利、公衆衛生といった「貿易外関心事項」を議題とし、「人間の顔を持つグローバル化」を推進することを主張した。これは、市場経済規範と社会民主主義規範を均衡させる「EU 社会モデル」の投影であったが、EU はそれが DDA における先進国と途上国の利益の均衡に貢献すると考えていた。この EU のイニシアチブによって、DDA はその名の通り GATT/WTO 史上初めて開発を中心議題とすることとなった。最後に EU は、法の支配、多国間主義といった EU の基本的価値をレジームにおいて推進しようとした。その一環として、EU は DDA 交渉期間中には新たな FTA 交渉を開始しないという「FTA モラトリアム」を宣言し、多国間主義の擁護者であることをアピールした。EU の要求には限界があったが、DDA の交渉議題は EU の影響力によって拡大したのである。

包括ラウンドは、EU にとってプロセスの観点からも重要であった。EU は DDA において農業保護の削減が不可避であると判断し、域内レベルで農業自由化に反対する加盟国を説得するために、他の交渉分野での利益を強調するイシュー・リンケージを必要としていた。イシュー・リンケージはまた 150 を超える WTO 加盟国間、特に先進国と途上国の間の妥協を引き出すためにも不可欠と考えられた。そこで DDA は UR を踏襲し、包括的な議題のすべてに合意が成立することを交渉妥結の条件とする「一括受諾」方式を採用したのである。

EU の思惑は、交渉の本格化とともに大きく外れていった。まず EU がリーダーシップを執ろうとしたガバナンスや貿易外関心事項の問題は周辺化し、より実利的な農業、非農産品市場アクセス、サービスが交渉の中心となった。そこでこの「黄金の三角形」のイシュー・リンケージが目指されたが、そこに至る前にそれぞれの議題のなかで

の先進国と途上国の対立が最後まで解消されず、各国の関心は FTA に移っていった。EU 自身も 2006 年に「FTA モラトリアム」を放棄し、域内成長戦略と FTA を結びつける「グローバル・ヨーロッパ」戦略を採用する。最大の誤算は、UR では機能していた米 EU の 2 極支配が終わり、DDA では新興経済パワーに率いられた途上国の拒否権パワーが格段に上昇していたことであった。その結果、UR では成功した「一括受諾」という仕組が、DDA 妥結の最大の障害となったのである。

ではポスト・ドーハの貿易ガバナンスにおいて、EU モデルはその有効性を失ってしまったのだろうか。ここでは 3 点指摘をしておきたい。第 1 に、GATT/WTO は貿易自由化を通じて経済的繁栄のみならず平和の実現も目指していた。27 の主権国家間に共同市場と安全保障共同体を成立させた EU は、唯一ではないがレジームのひとつのモデルであることは確かである。第 2 に、多国間交渉のサブスタンスをめぐる先進国と途上国の間の妥協を生み出すために、市場経済に社会的弱者の視点を組み込む EU モデルはたたき台となりうる。第 3 に、プロセスの観点から DDA を救済するために、「一括受諾」に代わる「複数国間協定」、「可変翼アプローチ」、「マルチスピード」といったアイデアが議論されているが、それはまさに EU の経験が役立つことを意味している。

今日 EU はユーロ危機で内向きになり、FTA に軸足を移しているが、多国間貿易レジームの再生には EU のアイデアとリーダーシップが必要とされているのである。